

第2節 総合的な環境保全行政の推進

1 奈良市環境基本条例

「奈良市環境基本条例」は、環境の保全と創造について基本理念を定め、市・事業者・市民・観光客等各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成11年4月1日施行しました。

2 奈良市環境基本計画

「奈良市環境基本計画」は、「奈良市環境基本条例」に基づき定められるもので、本市の総合計画を環境面から総合的、体系的に推進し、環境の保全と創造に関する各分野の施策、事業の基本となるもので、平成11年3月に策定しました。「**歴史と自然を大切に作る環境にやさしいまちづくり**」を理念とし、「**世界的文化遺産と歴史および豊かな自然が調和した都市・奈良**」を望ましい環境像として、次の7つの基本目標を掲げ、環境の保全と創造についての施策を推進しています。

(基本目標)	(基本方向)
歴史環境の保全目標	
1. 歴史と文化を守り育むまち	①奈良らしい歴史・文化を大切にしよう ②歴史資源をまちづくりに活かそう
自然環境の保全目標	
2. 自然や生き物を大切に作るまち	①豊かな自然を保全・創造しよう ②生物の多様な生息・生育環境を保全・創造しよう
快適環境の保全・創造の目標	
3. 安全で快適な都市環境をつくるまち	①安全で心豊かなまちをつくろう ②美しいまちをつくろう ③水と緑のうるおいあるまちをつくろう
生活環境の保全目標	
4. 健康に暮らせる生活環境を守るまち	①さわやかな大気と静けさを守ろう ②清らかな水を確保し大切にしよう ③化学物質による環境汚染を防ごう
循環型社会の保全・創造の目標	
5. 資源の循環的利用を図るまち	①資源を大切にし、ごみを減らそう ②水の有効利用を進めよう ③エネルギーの適正利用を進めよう
参加への推進の目標	
6. すべての主体の参加と連携を図るまち	①環境教育と環境学習を進めよう ②自分たちの役割の下、進んで行動しよう
地球環境の保全の目標	
7. 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶまち	①地球環境を考えて環境保全活動を進めよう ②世界の人々とともに取り組もう

なお、本計画は 21 世紀半ばを目指した長期的な計画ですが、社会経済情勢の変化など時代の潮流に対応した見直しが必要であることから、平成 22 年度から 2 ヶ年にわたり改定を行っています。改定にあたっては、市民・事業者などから成る奈良市環境基本計画市民ワークショップを設置し、市民・事業者・行政の協働による計画策定を進めています。

3 環境審議会

環境基本法第 44 条では、市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めることにより、環境保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会等を置くことができると定められています。

本市では、昭和 46 年 8 月から奈良市公害対策審議会、平成 6 年 8 月から奈良市環境審議会として本市の環境行政に関する基本的事項を審議しています。